

**相続は家だけではありません**

**大切な山や畑も未来につないでください…**

# 2月は「相続登記は お済みですか月間」です。

**長野県司法書士会 司法書士総合相談センター**  
**〒380-0872 長野市妻科 399 番地**  
**電話 026-232-7492**

## —「相続登記はお済みですか月間」開催のお知らせ—

長野県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、県内の司法書士が相続登記に関する相談に無料で応じています。

相続登記手続には相続税申告のような期限の定めがないため、先代名義のままになっている土地や建物が数多く存在します。しかし亡くなった方の名義の不動産を、そのまま担保に入れることや譲渡することはできません。

長い期間相続登記を怠っていると、手続が複雑になって余分な時間や費用がかかってしまったり、最悪の場合は登記手続を進めるのが困難になることもあります。

是非この機会に当会の無料相談をご利用ください。

### ～無料相談実施期間～

**実施期間** 平成31年2月1日(金)～28日(木) 毎日\*土日祝日を除く  
**申込時間** 午前9時～午後4時  
**場 所** 県内各司法書士事務所  
**申込方法** 各事務所にお電話でお申込みください。

お近くの司法書士事務所がお分かりにならない場合は、  
長野県司法書士会 [026-232-7492](tel:026-232-7492) までお問い合わせください。

